

地域づくりを支える関係人口受入事業助成金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人ふるさと島根定住財団（以下「財団」という。）が、関係人口の受入機運が醸成され、関係人口（団体構成員以外の者で、当該地域以外から活動に参画する者をいう。以下同じ。）とともに地域活動を展開しようとする地域団体等への助成金（以下「助成金」という。）の交付等について必要な事項を定めるものとする。

(助成金の目的)

第2条 この事業は、県内の地域団体等が地域の活性化や課題解決に向けた活動を行う際に、当該活動の開始や継続・発展に関わろうとする関係人口を受け入れる取り組みを支援し、持続可能な地域づくりを促進することを目的とする。

(助成金の対象等)

第3条 助成金の交付対象となる事業者及び事業内容等は次表のとおりとする。

| | 地域づくりを支える関係人口受入事業助成金 |
|------------|--|
| (1) 対象事業者 | 別表1のとおり |
| (2) 対象事業 | 地域課題解決や地域活性化に向けて、団体自らが実施する活動のうち、関係人口を受け入れ、地域の方々との関わりや継続的な実施が見込めるもの。 ただし、次に掲げる事業は対象としない。 ア 単に営利を目的とする事業 イ 政治的、宗教的活動と認められる事業 ウ 国、県等の補助事業の対象となっている事業 |
| (3) 助成回数 | 1事業者あたり通算2回を限度とする。 ただし、年度内の助成回数は、1回とする |
| (4) 助成額 | 1事業者あたり10万円 ※100円未満は切り捨て |
| (5) 助成率 | 対象経費10/10 |
| (6) 対象経費 | 事業実施に必要な経費のうち、賃借料、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、その他事業実施に必要と財団が認める経費。ただし、次に掲げる経費は対象としない。 ア 団体の従前からの経常的経費及びハード経費 イ 助成団体が主体とならない事業（再分配・助成等） ウ 用地取得費・施設設備整備費 エ 団体構成員に対する支払い（構成員が所有する物件への賃借料や謝金等） オ 関係人口に対する支払い（謝金等） カ 同一事業の経費に対し、国・県等からの補助が充当されているもの キ その他交際費、会議費等、関係人口の受け入れに必要と判断されないもの |
| (7) 交付対象期間 | 助成事業実施年度における交付決定日から当該年度の2月末日まで |

2 申請する事業者が、同一事業で2回目の前項の助成を受けようとするときは、1回目の実施内

容を踏まえ改善案を講じ申請時に示すこととする。

(助成金の申請)

第4条 事業を実施する者(以下「事業者」という。)は、助成金の交付を受けようとするときは、事前に助成金交付申請書(様式第1号)を財団理事長に、別に定める日までに提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 理事長は、前条の規定により助成金交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査等により、適当と認めるときは助成金の交付の決定を行い、助成金交付決定通知書(様式第2号)により事業者へ通知するものとする。

2 前項の決定には、必要に応じて条件を付することができる。

3 交付決定後、事業者が所在する市町村へ事業者に関する情報を財団から提供するものとする。

(助成金の変更交付申請)

第6条 事業者は、助成事業の内容又は助成事業に要する経費の配分を著しく変更するときには、速やかに助成金変更交付申請書(様式第3号)を財団理事長に提出しなければならない。ただし、変更後の計画内容が当初の趣旨を変更しないものであり、軽微な変更である場合や、事業期間終了直前の30日以内においての不測の事態などによる変更・中止を余儀なくされた場合はこの限りではない。

2 前項の規定により変更交付申請書が提出されたときは、前条の規定を準用して審査及び決定を行うものとし、変更を承認する場合は助成金変更交付決定通知書(様式第4号)により、事業者へ通知するものとする。

3 前項の承認には、必要に応じて条件を付することができる。

(実績報告)

第7条 事業者は、事業が完了したときには助成金実績報告書(様式第5号)を財団理事長に提出しなければならない。

2 前項の助成金実績報告書の提出期限は、事業の完了した日から起算して30日を経過した日までとする。

(助成金の額の確定等)

第8条 財団理事長は、前条の報告があった場合には、必要な検査を行い、その報告に係る事業の実施結果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金額確定通知書(様式第6号)により事業者へ通知するものとする。

2 財団理事長は、事業者へ交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、その超える部分の助成金の返還を命ずるものとする。

(助成金の概算払の請求)

第9条 事業者は、助成金の概算払いを受けようとするときは、助成金概算払請求書(様式第7号)を財団理事長に提出しなければならない。

2 財団理事長は、提出された助成金概算払請求書が適法なものである場合は、30日以内に助成金

の概算払いを行うものとする。

3 概算払いは交付決定金額の70%以内とする。

(助成金の精算払の請求)

第10条 事業者は、第8条1項の助成金額確定通知書を受けた後、助成金の精算払いを受けようとするときは、助成金精算払請求書(様式第8号)を財団理事長に提出しなければならない。

2 財団理事長は、提出された助成金精算払請求書が適法なものである場合は、30日以内に助成金の精算払いを行うものとする。

(助成金の経理等)

第11条 事業者は、助成金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(助成金の返還)

第12条 財団は、助成金の交付決定を受けた者又は交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき

(2) 不正又は虚偽の申請により、助成金の交付決定を受けたとき

(委 任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、地域づくりを支える関係人口受入事業助成金の運用・解釈等については、必要の都度、財団理事長が別に定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

2 この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

3 この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

4 この要綱は、令和8年4月1日から適用する。

別表 1

| 対 象 事 業 者 |
|--|
| <p>県内の民間団体やグループ（構成員が5名以上）、NPO法人、商業法人（法人税法第2条に定める「普通法人」）、企業組合、農事組合法人、営農組合、有限責任事業組合（対象団体（者）が構成員の3分の2以上の組合）、公益・一般財団法人及び公益・一般社団法人（国、地方公共団体の外郭団体及び財政支援（援助）団体以外の団体）で、以下の要件を備えているもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 団体としての意志決定により助成に係る活動ができ、確実な経理処理ができること ② 団体の本拠としての事務所又は事務を行う場所を県内に有し、県内で活動する団体 ③ 規約等により活動目的を明文化していること ④ 代表者が明らかであること ⑤ 反社会的勢力でないこと ⑥ 受入機運が醸成されていること ⑦ しまね関係人口マッチング・交流サイト「しまっち！」にオーナー登録していること ⑧ 事業期間内のプログラムを、しまね関係人口マッチング・交流サイト「しまっち！」へ掲載の意志があること ⑨ ⑧で実施した活動レポートを、しまね関係人口マッチング・交流サイト「しまっち！」へ掲載の意志があること |

- ※1 しまね関係人口マッチング・交流サイト「しまっち！」とは、財団の運営する地域団体等（オーナー）と関係人口（サポーター）がプログラムを通じたマッチングや交流を図ることを目的としたサイトのことをいう。
- ※2 オーナーとは、島根の地域活性化や課題解決に向け取り組む地域団体等で、しまね関係人口マッチング・交流サイト「しまっち！」に登録している者をいう。
- ※3 プログラムとは、地域活性化や課題解決に向けオーナー自らが実施する活動で、しまね関係人口マッチング・交流サイト「しまっち！」に掲載した募集情報のことをいう。
- ※4 活動レポートとは、プログラムを実施した結果や状況を、しまね関係人口マッチング・交流サイト「しまっち！」に掲載した活動履歴のことをいう。